

足立区バリアフリー
交通安全特定事業計画
江北周辺地区

令和4年3月
東京都公安委員会

**足立区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「江北周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、足立区バリアフリー基本構想に即して、江北周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道 環状七号線 (第318号)	環七通り	足立区江北6丁目1番先 から 足立区江北3丁目38番先 まで	日暮里舎人ライナー 江北駅 日暮里舎人ライナー 西新井大師西駅	
2	主要地方道 台東川口線 (第58号)	尾久橋通り	足立区西新井7丁目11番先 から 足立区江北4丁目30番先 まで		上沼田東公園東側創出 用地、高野小学校(R4年 3月まで)
3	江北254号	東京女子医 大通り	足立区江北5丁目18番先 から 足立区江北3丁目16番先 まで		スーパーベルクス、(仮 称)江北健康づくりセ ンター
4	江北260号	東京女子医 大通り	足立区江北4丁目21番先 から 足立区江北2丁目26番先 まで		東京女子医科大学付属 足立医療センター、江 北小学校(R4.4月か ら)、上沼田第六公園、 上沼田第二公園、江北 平成公園
5	鹿浜198号		足立区江北7丁目16番先 から 足立区江北7丁目13番先 まで		上沼田北公園
6	鹿浜199号		足立区江北7丁目16番先 から 足立区江北7丁目7番先 まで		鹿浜菜の花中学校
7	鹿浜204号		足立区江北7丁目12番先 から 足立区江北7丁目5番先 まで		上沼田公園
8	鹿浜206号		足立区江北7丁目3番先 から 足立区江北7丁目6番先 まで		
9	鹿浜208号		足立区江北6丁目30番先 から 足立区江北6丁目15番先 まで		上沼田東公園
10	鹿浜209号		足立区江北6丁目11番先 から 足立区江北6丁目14番先 まで		

道路の区間				生活関連施設		
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設	
11	鹿浜 211 号		足立区江北 6 丁目 10 番先 から 足立区江北 6 丁目 7 番先 まで	日暮里舎人ライナー 江北駅 日暮里舎人ライナー 西新井大師西駅		
12	鹿浜 212 号		足立区江北 6 丁目 12 番先 から 足立区江北 6 丁目 13 番先 まで			
13	鹿浜 213 号		足立区江北 6 丁目 10 番先 から 足立区江北 6 丁目 12 番先 まで			
14	鹿浜 222 号		足立区江北 7 丁目 14 番先 から 足立区江北 7 丁目 13 番先 まで			瀧野川信用金庫江北支 店
15	鹿浜 300 号		足立区江北 7 丁目 17 番先 から 足立区椿 2 丁目 22 番先 まで			東椿公園
16	足立 8 号	東京女子医 大通り	足立区江北 6 丁目 16 番先 から 足立区江北 7 丁目 1 番先 まで			
17	江北 137 号		足立区江北 5 丁目 16 番先 から 足立区江北 3 丁目 20 番先 まで			
18	江北 137 号		足立区江北 4 丁目 16 番先 から 足立区江北 3 丁目 8 番先 まで			
19	江北 160 号		足立区江北 4 丁目 28 番先 から 足立区江北 4 丁目 8 番先 まで			江北麒麟公園
20	江北 239 号		足立区江北 4 丁目 3 番先 から 足立区江北 4 丁目 28 番先 まで			
21	江北 239 号		足立区江北 5 丁目 3 番先 から 足立区江北 5 丁目 1 番先 まで			
22	江北 242 号		足立区江北 4 丁目 30 番先 から 足立区江北 4 丁目 3 番先 まで			足立江北四郵便局
23	江北 257 号		足立区江北 4 丁目 28 番先 から 足立区江北 4 丁目 6 番先 まで			

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
24	江北 286 号		足立区江北 4 丁目 24 番先 から 足立区江北 4 丁目 23 番先 まで	日暮里舎人ライナー 江北駅 日暮里舎人ライナー 西新井大師西駅	
25	江北 292 号		足立区江北 3 丁目 12 番先 から 足立区江北 3 丁目 8 番先 まで		
26	江北 315 号		足立区江北 3 丁目 19 番先 から 足立区江北 3 丁目 12 番先 まで		地域包括支援センター 江北、足立児童相談所
27	江北 325 号		足立区江北 5 丁目 5 番先 から 足立区江北 5 丁目 9 番先 まで		
28	江北 335 号		足立区江北 5 丁目 4 番先 から 足立区江北 5 丁目 7 番先 まで		
29	江北 343 号		足立区江北 4 丁目 15 番先 から 足立区江北 4 丁目 14 番先 まで		
30	江北 346 号		足立区江北 4 丁目 20 番先 から 足立区江北 4 丁目 17 番先 まで		
31	江北 349 号		足立区江北 4 丁目 21 番先 から 足立区江北 4 丁目 22 番先 まで		
32	江北 312 号		足立区江北 3 丁目 17 番先 から 足立区江北 3 丁目 23 番先 まで		上沼田南どんぐり公園
33	江北 322 号		足立区江北 5 丁目 6 番先 から 足立区江北 5 丁目 6 番先 まで		
34	江北 334 号		足立区江北 5 丁目 6 番先 から 足立区江北 5 丁目 11 番先 まで		
35	江北 336 号		足立区江北 5 丁目 3 番先 から 足立区江北 4 丁目 21 番先 まで		
36	江北 340 号		足立区江北 4 丁目 26 番先 から 足立区江北 4 丁目 24 番先 まで		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	主要地方道環状七号線 (第 318 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	令和 4 ~ 7 年度
2	主要地方道台東川口線 (第 58 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
4	江北 260 号	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
15	鹿浜 300 号	横断歩道の整備	同上
16	足立 8 号	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
26	江北 315 号	横断歩道の整備	同上
27	江北 325 号	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施 (道路標識の高輝度化は既に実施済) (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施 (道路標示の高輝度化は既に実施済) (3) エスコートゾーンの整備 (注 1) 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法 駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 4 ~ 7 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

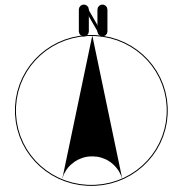
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

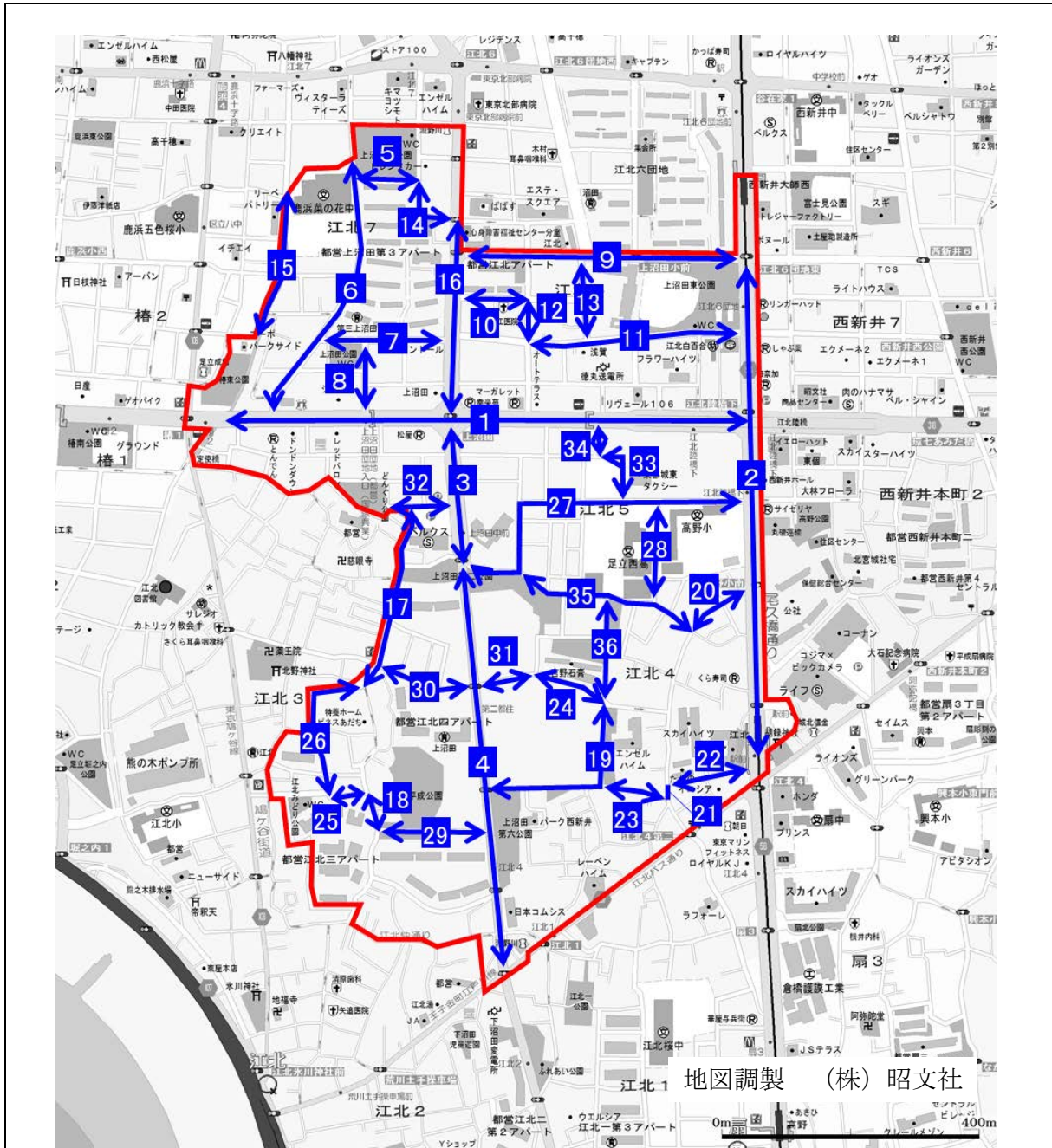
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	足立区
重点整備地区名	江北周辺地区



<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)